

【ショートドラマクリエイターコンテスト】応募規約（実制作部門）

日本テレビ放送網株式会社及び株式会社プログレス（以下両社を総称してまたは単独で「主催者」といいます。）は、【ショートドラマクリエイターコンテスト】（以下「本コンテスト」といいます。）を開催するにあたり、主催者と応募者の権利義務等を定めるものとして、次のとおり 応募規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

・応募作品は、応募者がオリジナルで創作した未発表の作品であって、本規約に定める条件を満たすものに限られます。

・応募者は、本規約の内容を確認し、そのすべてに同意したうえで本企画に応募するものとします。応募者が本企画に応募をした時点で、応募規約の一切の内容を確認し、理解したうえでそのすべてに同意をしたものとみなされます。

・主催者は自己の判断において応募者の応募作品の全部又は一部を TikTok、Web サイト、SNS、放送、各種動画配信プラットフォーム、各種ソーシャルメディア等で公開することができます。また、主催者が応募作品を使用する際、その長さ、サイズまたは色等を修正する場合があります。

・応募作品の著作権その他の知的財産権は、応募者に留保されます。ただし、応募作品が入賞した場合、主催者は、無制限、無期限かつ取消不可能な利用をすることができるものとします。

第 1 条（用語の定義）

1. 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

(1) 応募者

本コンテストに応募する者をいいます。

(2) 応募作品

応募者が本コンテストのために作成し、本規約の定めるところに従って主催者に応募した映像の作品をいいます。

(3) 事務局

主催者が本コンテストを運営するために株式会社プログレス内に設置する事務局をいいます。

(4) 入賞作品

第 7 条の審査に通過した応募作品をいいます。

(5)入賞者

入賞作品を応募した応募者をいいます。

(6)個人情報

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定められるものをいいます。

2. 前項各号以外の用語の意義は、本規約で特に定めたものを除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）その他の法律の定めるところによるものとします。

第 2 条（適用範囲）

1. 本規約は、すべての応募者に適用されるものとし、すべての応募者は、本規約の内容を遵守するものとします。

2. 主催者は、主催者の判断により、予告なく任意に本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、応募者は、変更後の本規約の内容を遵守するものとします。

3. 前項の規定による本規約の変更は、これを本コンテストの公式 HP に掲示し、又は主催者が適当と認める方法により公表した時から効力を有するものとします。

4. 本規約の規定と本規約外の本コンテストに関する説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第 3 条（応募資格）

1. 本コンテストに応募することができる者は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす者に限られるものとします。

(1)性別、国籍等は問いません

(2)年齢が 13 歳以上の方

(3)本規約に従い入賞作品の利用許諾ができる方

(4)未成年者の場合は、事務局の求めに応じて、事務局所定の保護者同意書を提出することができる方

2. 未成年者は、保護者の同意を得たうえで本コンテストに応募するものとします。

3. 応募者は、家族、法人、研究会、サークル等の団体（2 名以上の複数の者、以下「グループ」といいます。）であることを妨げないものとします。ただし、あらかじめその代表者（以下「代表者」といいます。）を定めることを応募の条件とします。

4. 代表者は、グループの構成員全員の同意（応募作品を本コンテストに応募する旨の同意はもとより、本規約及び個人情報保護方針の規定が適用される旨の同意並びに構成員が未成年者であるときはその保護者の同意を含みます。）を得たうえで本コンテストに応募作品を応募するものとします。

5. 事務局は、応募者がグループであるときは、代表者とのみ本コンテストに関する各種連絡

を行うものとしします。

6. 応募者がグループであるときは、本規約に基づく応募者としての地位並びに応募者及び入賞者の権利義務は、代表者に帰属するものとし、主催者は、その構成員間に生じた一切の紛争（費用の負担割合、入賞特典の分配方法等を含みますが、これらに限定されません。）につき何ら責任を負わないものとしします。

7. 代表者は事務局の求めに応じて、必要な場合はメール及び資料（エクセル等）でのやり取りを行うものとしします。

第 4 条（募集期間等）

1. 本コンテストの募集期間は、2024 年 11 月 5 日～2024 年 12 月 15 日までとしします。

2. 応募作品の審査は、第 7 条の定めるところに従って、2025 年 1 月（予定）までに行われるものとしします。

第 5 条（応募方法）

1. 応募者は、本規約の内容を確認し、そのすべてに同意したうえで、事務局の指定するハッシュタグを付けて TikTok に投稿することで応募するものとしします。

2. 郵送又は持参等による応募は受け付けません。

3. 一応募者による複数の応募を認めます。ただし、その複数の応募作品が同一又は類似であるときは、事務局が任意で選んだ応募作品の一応募作品のみを受け付けるものとしします。

4. 応募者は、第 1 項の応募が完了した後は、その応募を撤回し、又は取り下げることができないものとしします。

5. 応募作品の応募に係る一切の費用は、応募者の負担としします。

第 6 条（応募作品）

1. 応募作品は、応募者の独自の発想に基づく表現形式等により、応募者がオリジナルで創作した未発表の作品且つ過去コンテストで受賞歴の無い作品であって、次の各号に定めるすべての条件を満たすものに限られるものとしします。

(1) 1 話で完結された作品であること（複数エピソードまたは複数投稿からなる作品は選考対象外となります）

(2) その全部又は一部が盗作でないこと（他人が創作したものでないこと）

(3) 生成 AI を利用したものでないこと

(4) 第三者の著作物を無断で利用したものでないこと（第三者の著作物等を利用するときは、第 2 項の規定を遵守してください。）

(5) 許可が必要な場所で撮影する動画に関しては、撮影場所の許可を取得していること

(6) 第三者の商標権、著作権その他の知的財産権又はパブリシティ権、プライバシーその他の人格権を侵害するものではないこと

- (7)第三者を侮辱し、誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する内容でないこと
 - (8)応募者若しくは第三者の商品若しくは役務を宣伝し、推奨し、又はその購買を誘引する内容でないこと
 - (9)児童ポルノ、猥褻表現、薬物乱用その他公序良俗に反する内容でないこと
 - (10)主催者又は本コンテストに対する社会的信用又はイメージを貶める内容でないこと
 - (11)前各号のほか、主催者が不適切であると認める内容でないこと
2. 応募者は、第三者の著作物等を応募作品において複製し、又は翻案するときは、当該第三者の同意（著作者人格権及び実演家人格権に基づく同意を含みます。以下同じ。）及び許諾（著作権法第 63 条及び第 103 条の許諾を含みます。以下同じ。）を得たうえでその複製又は翻案を行うことはもとより、主催者が本規約に定める範囲内で当該応募作品を利用する旨（TikTok、Web サイト、SNS、放送、各種動画配信プラットフォーム、各種ソーシャルメディア等で公表される旨を含みます。）についても、当該第三者の同意及び許諾を得るものとします。
 3. 応募者は、その応募作品において著作者、実演家又は第三者の氏名又は肖像等を使用し、又は表示するときは、これらの者の同意及び許諾を得たうえで、その氏名又は肖像等を使用し、又は表示するものとします。
 4. 応募作品の創作等に係る一切の費用（前二項の権利処理費用を含みます。）は、応募者の負担とします。
 5. 主催者は、応募者の応募作品の知的財産権の帰属にかかわらず、自己の判断において応募者の応募作品を TikTok、Web サイト、SNS、放送、各種動画配信プラットフォーム、各種ソーシャルメディア等で公開することができるものとします。
 6. 本規約に基づき主催者が応募作品を使用することに関して、第三者から異議の申し出若しくは権利侵害の通知を受け、又は主催者と当該第三者との間に紛争が生じたときは、応募者は、自らの責任と費用負担においてこれを処理、解決するものとします。

第 7 条（審査）

1. 主催者は、応募作品の中から作品のクオリティー等を総合的に評価し、各部門における最優秀者を選出します。
2. 主催者、及び事務局は、本審査の過程及び結果等に関する応募者の問い合わせには、一切これに応じないものとします。
3. 審査結果は応募者全員にメール等の方法で通知します。なお、入賞作品が複数となる場合又は該当作品がない場合があるものとします。
4. 本コンテストの入賞者としての権利義務は、前項の通知の時をもって生じるものとします。

第 8 条（応募作品に係る知的財産権）

1. 応募作品に係る著作権その他の知的財産権（意匠登録を受ける権利並びに著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を含みます。以下本条から第 10 条までにおいて同じ。）は、応募者に留保されるものとします。ただし、入賞者は、主催者及びその指定する者に対して、入賞作品を複製、改変または翻案等、期間、回数、地域、媒体手段等なんら制限なく、あらゆる利用（将来開発される利用を含む）することを独占的に許諾するものとします。また、入賞者は、主催者の事前の書面による承諾なくして、本コンテストの入賞後、入賞作品を自ら利用し、または主催者以外の第三者に利用させることができないものとします。

第 9 条（著作者人格権の不行使）

入賞者は、主催者及びその指定する者に対し、第 5 条 1 項に定める応募の時からその著作権存続期間満了日まで、自ら又は創作者をして、その著作者人格権を行使し、又は主張しないものとします。

第 10 条（応募者の地位及び禁止行為）

1. 応募者は、第 5 条第 1 項に定める応募の時をもって、本規約のすべての内容に同意したものとみなされるものとし、かつ、本コンテストの応募者としての地位を有するものとします。
2. 応募者は、本コンテストに参加するにあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。

(1)本規約に違反する行為又はそのおそれのある行為

(2)虚偽の申告又は届出をなす行為

(3)第三者若しくは主催者の財産若しくは人格権等を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(4)第三者若しくは主催者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為

(5)本コンテストの運営を妨害する行為又はそのおそれのある行為

(6)選挙活動又はこれに類する行為その他政治若しくは宗教に関する行為

(7)公序良俗に反する行為

(8)犯罪若しくは犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為

(9)本コンテストを利用した営業活動若しくは営利を目的とする行為又はその準備行為（ただし、主催者が特に承認したものについては、この限りではありません）

(10)第三者又は主催者の名誉又は信用を毀損する行為

(11)コンピュータウィルス等の有害なプログラムを使用し、若しくは提供する行為又はそのおそれのある行為

(12)日本国内外の法律若しくは法令に違反する行為又はそのおそれのある行為

(13)前各号のほか、主催者が不適切であると認めた行為

第 11 条（応募者の地位の喪失）

1. 応募者に前条第 2 項各号のいずれかに該当する行為があったと主催者が認めるときは、当該応募者は、何らの通知催告等を要することなく、本コンテストの応募者としての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとします。事務局が一定の期間にわたり連絡を取ることができなくなった応募者についても、同様とします。
2. 応募者が暴力団その他の反社会的勢力若しくはその構成員等に該当し、又は当該反社会的勢力の支配若しくは影響を受けていると主催者が認めるときは、当該応募者は、何らの通知催告等を要することなく、本オーディションの応募者としての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとします。
3. 前二項の規定は、主催者の当該応募者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第 12 条（入賞者の地位の喪失）

1. 入賞者に第 10 条第 2 項各号のいずれかに該当する行為があったと主催者が認めるときは、当該入賞者は、何らの通知催告等を要することなく、本コンテストの入賞者としての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとします。事務局が一定の期間にわたり連絡を取ることができなくなった入賞者についても、同様とします。
2. 前条第 2 項の規定は、入賞者としての地位の喪失等について準用します。
3. 入賞者が前二項の規定により入賞者としての地位を喪失したときは、当該入賞者が獲得した入賞特典は、自動的に消滅するものとします。この場合において、新作映画の制作が開始または完了済みのときは、直ちにその権利を破棄するものとします。
4. 前三項の規定は、主催者の当該入賞者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第 13 条（停止又は中止）

1. 主催者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、主催者の判断により、予告なく本コンテストの全部若しくは一部を一時停止し、又は中止することができるものとします。
 - (1)天災地変（火災、地震、津波、竜巻、洪水、隕石、落雷、COVID-19 その他の悪疫流行、輸送機関又は通信回線の事故等を含みますが、これらに限定されません。）、法令改正、行政措置、労働争議その他の主催者の責めに帰することのできない不可抗力の事由が生じたとき
 - (2)本コンテストを実施するための設備、装置、システムの保守点検若しくは更新を定期的に又は緊急に行うとき
 - (3)本コンテストを実施するためのシステムの拡張、メンテナンスその他当該システムを維持し、又は管理する目的でサーバ等の設備の全部又は一部を停止させるとき
 - (4)前号のシステム上若しくはサーバ等の設備の維持管理上何らかの不具合又は障害が生じたとき
 - (5)その他本コンテストの運用上の理由又は不測の事態により、本コンテストの一時停止又は中止が必要であると主催者が判断したとき
2. 主催者は、前項の規定に基づく本コンテストの一時停止又は中止により応募者に生じた

不利益及び損害については、その事由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（免責事項）

1. 応募者は、事務局に申告した情報に変更が生じたときは、事務局が指定する方法により速やかにその旨を事務局に通知するものとします。この通知を怠ったことにより応募者に生じた不利益及び損害については、主催者は、これを賠償する責めを負わないものとします。
2. 主催者は、本コンテストの変更、停止、中止その他本コンテストのへの参加に関連付随して応募者に生じた不利益及び損害については、これを賠償する責めを負わないものとします。
3. 主催者は、本コンテストを通じて応募者に提供する情報（第三者から提供された情報を含みます。）について、その正確性、有用性、相当性及び適合性等を一切保証しないものとします。

第 15 条（損害賠償責任）

1. 応募者は、本コンテストへの参加に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と費用負担によりこれを処理解決し、主催者に一切の迷惑損害を及ぼさないものとします。
2. 応募者が本規約に違反し、又は不正若しくは違法の行為によって主催者に損害を及ぼしたときは、主催者は、当該応募者にその賠償を請求することができるものとし、当該応募者は、これに応じるものとします。

第 16 条（譲渡禁止特約）

応募者は、主催者の事前の承諾を得ることなく、本規約に基づく権利義務並びに応募者及び入賞者としての地位を第三者に譲渡し、貸与し、再許諾し、承継させ、又は担保の用に供してはならないものとします。

第 17 条（無効規定の分離）

本規約のいずれかの条項の規定が日本国内外の法令等により無効とされた場合においても、その無効とされた条項の規定（以下「無効規定」といいます。）は、本規約の残余の条項の規定（以下「残余規定」といいます。）に一切影響しないものとします。この場合、無効規定は、残余規定の有効性を損なわず、又は無効にしないものとし、残余規定は、全面的に有効なものとして存続するものとします。

第 18 条（使用言語、準拠法及び合意管轄）

1. 本コンテストは、日本国内において日本語で実施されるものとします。
2. 本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
3. 本コンテスト又は本規約に関し、主催者と応募者との間で生じた一切の紛争については、

東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条（発効日）

本規約は、2024 年 11 月 1 日より効力を生じるものとします。